

〔論 説〕

「厚生」概念に基づく日本型ソーシャル・イノベーション 研究の再考

木 村 隆 之

〔要 旨〕

我が国におけるソーシャル・イノベーション研究は、異なる社会性を根拠として議論をすすめる2つの潮流（米国型の社会企業家研究と欧州型の社会的企業研究）を受容する形で進展してきた。この2つの流れの間には埋めがたい認識前提の溝が存在していた。そのため、それぞれの学派を参照する我が国の研究者の間で、互いの研究領域を「社会的」の観点から解決不能な形で批判するという論争が存在している。本論文は、それぞれに根付いている歴史的背景を紐解きながら、「社会性」に付与した意味内容の相違と、この研究領域が企図した研究実践について明らかにしていくことで、我が国固有の「社会性」である「厚生」に基づくソーシャル・イノベーション論のリサーチアジェンダを明らかにする。

1. はじめに

地方創生への注目が高まるなか、「ソーシャル・イノベーション」が盛んに取り沙汰されている。ソーシャル・イノベーションの定義は、「社会的ニーズ・課題への新規の解決策を想像し、実行するプロセス」(Phills Jr. et al., 2008) という社会的課題の解決を中心に据えるものや、「ある地域や組織において構築されている人々の相互関係を、新たな価値観により革新していく動き」(野中・廣瀬・平田, 2014) とする社会の認識や制度の変革を捉えるものなど幅広く存在する。これらに共通するのは、社会問題の解決にあたって、単純に政治や市民運動に頼るだけではない新たな解決の途として、ソーシャル・イノベーションを位置づけている点である。

このソーシャル・イノベーションという独自の理論的視座の下で、その遂行主体を捉えるための概念として提唱されたのが社会企業家概念である。この概念には、公益を意味する社会(social)と、私的利潤の追求を意味する企業家(entrepreneur)という矛盾する概念の組み合わせを通じて、社会問題を公共とも市場とも異なる新たな解決に導く主体の行為を捉えていくという、理論的な含意が込められていると考えられる(e.g., Borzaga and Defourny, 2001)。

先行研究において「企業家」としての側面は、新結合の遂行者(Schumpeter, 1926)という定義に基づき、未利用資源の新結合を通じた新たな価値創造を通じた問題解決(e.g., 谷

本, 2006) や, 公共領域と市場領域それぞれから資源獲得を通じて, ローカルに根付いた形で社会問題を解決するハイブリッド構造の構築 (e.g., 藤井・原田・大高, 2013) として, 新結合による新たな価値の創造に着目した定義に根付いた議論が蓄積されてきた。

他方で「社会」については依然として論争の原因となっている。私的利潤の追求者たる企業家も社会企業家も共に, 新結合の遂行主体という意味では同様の存在である。この両者を分けているものは, 「社会」のために新結合を遂行するか否か, という一点に絞られる。しかし, 何を持って「社会」とするのかについては, 研究者が中立の第三者として政策的に介入していくことで「社会性」(social) の担保を図る欧州を中心とした社会的企業研究 (social enterprise research) と, 市場適応と公的セクターからの自立を「社会性」と定義する米国を中心とした社会企業家研究 (social entrepreneurship research) の間には, 埋めがたい認識前提の溝が存在する。この認識前提の溝は, 欧米の研究を同時に受容してきた我が国のソーシャル・イノベーション研究においても, 互いの研究領域を「社会的」の観点から解決不能形で批判するという論争を生み出している (藤井・原田・大高, 2013, 33頁)。ソーシャル・イノベーションおよび社会企業家を巡るこれらの論争の根源にあるのは, 「社会性」について, 各研究群がそれぞれに根付いてきた歴史的背景の下で異なる意味内容を見いだしていることにあると考えられる。

そこで本論文では, 欧州型の社会的企業研究及び米国型の社会企業家研究がそれぞれに根付いている歴史的背景を紐解きながら, 「社会性」に付与した意味内容の相違と, この研究領域が企図した研究実践について明らかにしていくことで, 我が国固有の「社会性」に基づくソーシャル・イノベーション論のリサーチアジェンダを明らかにすることを目指していきたい。

具体的には, 欧州における社会的企業研究, 欧米における社会企業家研究それぞれの持つ歴史的背景から両研究が有する社会の意味内容を明らかにしていく (2節)。ソーシャル・イノベーションに求められる「社会性」とは, 各国の有する歴史的背景に基づいて意味内容が措定され, 企業家による新結合と結びつけた理念型としての社会企業家を外延として, その理論的内包が求められていく。だとすれば, 我が国に置けるソーシャル・イノベーション研究も, 欧米の理念型に基づく論争を引き継いだまま解決不能な論争を引き継ぐのでは無く, 我が国固有の歴史的背景から「社会的」に対する独自の意味内容を確定していくという, 解決法があると考えられる。実際, 我が国には公共政策およびその改革について, 「厚生」という欧米とは異なる独自の言説と実践が存在してきた (市野川, 2006)。3節では, 我が国における「厚生」概念について, その理論的基盤である社会改良主義の視座を下に再考する。そして結びに, 改めて我が国におけるソーシャル・イノベーション論のリサーチアジェンダを提唱する (4節)。

2. ソーシャル・イノベーション論における2つの潮流

2.1 ビジネススクール学派（米国型社会企業家研究）

米国における社会企業家研究は主にビジネススクールを中心として、NPOの商業化という文脈において語られてきた（e.g. Dees, 1998）。そこで、本稿では便宜的に、米国型の社会企業家研究をビジネススクール学派と呼ぶこととする。

レーガン政権¹以降、市場原理を強調する政策が強化されることに伴い、NPOの活動領域において財政緊縮による補助金の削減が行われるなかで、NPOの商業化・市場化が促進され社会企業家が注目されてきた。すなわち、資金調達環境の変化が米国におけるNPOの商業化を促進し、自己資金調達のため事業収入を増加させていく戦略として社会的企業への注目が集まったのである（Dees, 1998, p.60）。米国と欧州の社会的企業比較を行うKerlin（2006）によるなら、米国の社会的企業の成長を支えてきたのは、政府ではなくケロッグ財団、カウマン財団、ロックフェラー財団、ロバーツ企業開発基金、ゴールドマン・サックス財団などの助成財団であった（Kerlin, 2006, pp.254-256）。

そのような背景の下、米国では、社会企業による市場適応を通じた社会的課題の解決に関するテクニカルな側面に関心が高まることとなった。1993年に、ハーバード大学の経営大学院においてJames E.Austinを中心とした研究者達が、従来型の非営利組織経営に、営利・非営利、法人形態をにかかわらず社会的ミッションを掲げた事業体すべてを研究対象とする、ソーシャル・エンタープライズに関する研究を始める。この活動には、ビジネススクール学派の指導的立場となるJ.G.Deesも参画していた。後に彼は、デューク大学でThe Center for Advancement of Social Innovationを立ち上げる。この様に、2000年代以降、ハーバード・ビジネス・スクール、スタンフォード大学、デューク大学などのビジネススクールで、先行事例の研究を通じて社会企業家教育が積極的に行われていった。ビジネススクール学派においては、Schumpeter（1926）の企業家概念を感受概念として応用し、それをDrucker（1990）などが大学、病院、公的機関など非営利組織で働く人を含めた幅広い企業家機能として引き継ぎ、それらを理論精緻化したビジネススクールの研究者によって企業家論やリーダーシップ論の延長線上でソーシャル・イノベーションの担い手として社会企業家の重要性が指摘されたのである（梅田, 2014, 18-19頁）。

ビジネススクール学派において、社会企業家とはどのような概念として捉えられてきたのであろうか。最も多く引用される定義は、Dees et al.（1998）の以下の定義である（図1）。

図1 Dees による社会企業家定義

- ・社会的価値を創出し維持することをミッションに取り入れる
- ・ミッションに役立つ新しい機械を認識し絶えず追求する
- ・継続的な革新, 適応, 学習の過程に参加する
- ・手持ちの資源に制約されることなく, 果敢に活動する
- ・支持者に対して責任を持ち, 創出した成果を公開する

(出典: Dees et al, 1998を基に筆者訳)

この定義からも明らかなように、ビジネススクール学派における社会企業家概念は、社会企業家個人の新奇性と強力なリーダーシップがソーシャル・イノベーションを生み出すことを重視する。ここではいわゆる「ヒーロー的起業家仮説」²の下で社会企業家を捉え、彼らが真に社会的な存在であるかどうかは問わないという前提に立っている (e.g., Osborn, 1998)。ビジネススクール学派の理解によるなら、社会的企業の「社会性」が端的に、当該組織における社会的目的 (社会的使命) の存在によって担保されるが、それも、つまるところには、社会企業家個人によって意図され、対外的に表明される社会的使命に還元されるものである (藤井・原田・大高, 2013, 26頁)。その際の社会的目的の中身は、何らかの特定のイシューが想定されているわけでもなく、およそ社会的目的として想定し得るものなら何でも包含される (同上)。社会性に対するこのような認識前提の下で、ビジネススクール学派では、社会企業家が検討すべき、事業収入増加を中心とした経営戦略が主として議論してきた³。

これらビジネススクール学派の社会企業家理解について、欧州型の社会的企業論者は社会企業家の過剰な市場適応として批判する (e.g., Johnson, 1999)。過剰に市場適応していくことで (つまり、社会的企業が企業性を強めていくことで)、貧困者の排除とそれに伴う社会的使命の変容や、企業からの不正競争など、新たに生まれる社会的課題が隠蔽されていくことを理論的課題として指摘する (e.g., OECD, 1994)。

しかしながら、欧州の研究者によるビジネススクール学派への批判は、そもそも批判の焦点がずれていると言わざるをえない。欧州と米国では、それぞれが依拠する「社会性」が大きく異なるからである。前述したように、ビジネススクール学派における「社会性」は、社会企業家個人によって意図され、対外的に表明される社会的使命に還元される。いわば、社会的課題に対して人々が市場での解決を図る事業を構築していくことそのものが、社会的な行為であるという認識前提を有している。やや議論の先取りとなるが、市場適応を前提としたビジネススクール学派の社会性と、コミュニティにおける集合的利益を社会的な行為と考える欧州型の社会的企業研究とは認識前提そのものが異なる。それ故に、ビジネススクール学派と社会政策学派の間で交わされる、「社会性」を巡る批判と論争は解決不能の議論でしかない。む

しろ、それぞれが信奉する「社会性」が依拠する歴史的背景を踏まえた上で、それぞれにどのようなリサーチアジェンダを構築しているのかを明らかにし、それぞれのコンテキストに基づく理論的・実践的課題を議論していく必要があるだろう。

この米国の社会性に関する認識前提を、建国の時代にまで遡るなら、清教徒革命を逃れたピューリタンの職業倫理にその源流が求められる。アメリカ政治史の研究者である高木八尺（1971）は「アメリカ人の性格を形作るのに、ピューリタニズムとフロンティアというものの影響が非常に大きな寄与をしている」（9頁）と述べている通りである。ピューリタンの特徴を、Weber（1905）は『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において、信仰の証として私利私欲の追求に熱心であり、それが隣人愛へと通じる行為であると信じているとしている（邦訳、309-311頁）。つまり、彼らは経済的繁栄のために尽力することが、天職として神の召命に応える行為であり、むしろ貧しいことを願うものは隣人愛に反する罪悪であると捉えていた。ウェーバーは、フェルディナンド・キュルンベルガーの孫引きとして、アメリカ建国の父の一人と称されるベンジャミン・フランクリンの説教を引用し、アメリカ文化では貨幣増殖を体現するものこそが「信用できる立派な人」という肯定的存在として捉えられていることを指摘している。

時間は貨幣だということを忘れてはいけない。一日の労働で10シリング儲けられるのに、外出したり、室内で怠けていて半日を過ごすとしたら、娯楽や懶惰のためにはたとえ六ペンスしか支払っていないとしても、それを勘定に入れるだけではいけない。ほんとうは、そのほかに五シリングの貨幣を支払っているか、むしろ捨てているのだ。

信用は貨幣だということも忘れてはいけない。だれかが、支払期限が過ぎていからもその貨幣を私の手下に残しておくとしたら、私はその貨幣の利息を、あるいはその期間中にそれのできるものを彼から与えられたことになる。もし大きい信用を十分に利用したとしたら、それは少なからぬ額に達するだろう。

貨幣は繁殖し子を生むものだというのを忘れてはいけない。貨幣は貨幣を生むことができ、またその生まれた貨幣は一層多くの貨幣を生むことができ、さらに次々と同じことが行われる。五シリングを運用すると六シリングとなり、さらにそれを運用すると七シリング三ペンスとなり、そのようにしてついには100ポンドにもなる。貨幣の額が多ければ多いほど、運用ごとに生まれる貨幣は多くなり、利益の増大はますますもって早くなっていく。一匹の親豚を殺せば、それでもって生みえたはずの一切の貨幣 — 数十ポンドの貨幣を殺し(!) つくすことになるのだ。

支払いのよい者は他人の財布にも力をもつことができる — そういう諺があることを忘れてはいけない。約束の期限にちゃんと支払うのが評判になっている者は、友人がさしあたって必要としていない貨幣を何時でもみな借りることができるのである。

これは時にはいへん役に立つ。勤勉と質素は別にしても、すべての取引で時間を守り方に違わぬことほど、青年が世の中で成功するために役立つものはない。それゆえ、借りた貨幣の支払いは約束の時間より一刻もおそれないようにしたまえ。でないと、友人は失望して、以後君の前では全く財布を開かぬようになるだろう。

信用に影響を及ぼすことは、どんなに些細なおこないでも注意しなければいけない。朝の五時か夜の八時に君の槌の音が債権者の耳に聞こえるようなら、彼はあと六ヶ月延ばしてくれるだろう。しかし、働いていなければならぬ時刻に、君を玉突場で見かけたり、料理やで君の声が聞こえたりすれば、翌日には返却してくれと、準備もとのわぬうちに全額を請求してくるであろう。

そればかりか、そのようなことは君が債務を忘れていないしるしとなり、また、君が注意深いでなく正直な男であると人に見させ、君の信用は増すことになる。(Weber, 1920, 邦訳, 41-42頁)

この抜粋文の内容は、「時は金なり」、「信用は金なり」に象徴されるとおり、個人の生活時間と対他者関係とを一途に捧げて貨幣増殖につとめよ、との訓戒が書かれている(前述, 40-44頁)。折原(2005)曰く、「通例では「反りの合わない」金儲けと倫理／道徳とが、そこでは見事に癒着し、「親和力」をもって結合している。フランクリンは、利息を生むべき貨幣取り扱いの注意義務を怠ることを、なんと「嬰兒殺し」にたとえ、「倫理的パトス」をこめて非難しさえしている」(折原, 2005, 102-103頁)のである。この貨幣増殖を体現するものとして資本主義の担い手となったのが、まさしく企業家や実業家たちであった。したがって、プロテスタンティズムに基づくとき、企業家が市場経済の中で利潤を求めることは社会的・宗教的に倫理性の高い行為として賞賛された。金銭的成功は同時に、道徳的に優れていることの証となり、これが米国の伝統的価値観となった(e.g., 榊原, 1976)。

更に、米国は封建制以前の歴史を持たない近代だけの国家である。王族・貴族による支配者と被支配者の構造を歴史的に経験していないため、市民活動を中心として国家の成長が促進し、草の根活動が活発かつ行政からの独立心が強いという国民性を有する(e.g., Turner, 1920)。したがって、営利企業は国家の介入を嫌い、自由市場経済を活用して社会的価値を作り出すことを重視する。前述したピューリタニズムの影響からわかる通り、富裕層はその経済活動を通

じて蓄えた富を、財団等を通して社会に還元することを徳と考える。このように、一見すると過剰な市場適応は米国においては宗教的な職業倫理に基づく社会的な行為であり、草の根的な独立の精神に結びついた自由市場主義という「社会性」として問うまでも無い認識前提として根付いているのである。

このような「社会性」の理解に基づいて初めて、ビジネススクール学派が社会企業家の市場適応を重視し、そのために必要な行為のテクニカルな分析を行う理論的意図が理解可能となる。まず、何らかのアイデアを持つ社会企業家の存在そのものが、米国の歴史的背景、とりわけピューリタン（現代的には、キリスト教原理主義）の観点から肯定されているところから研究が始まる。その上で、研究者の役割とは、社会企業家が社会問題を市場で解決していく際に必要となる行為について、プラグマティックに明らかにしていくこととなる。例えば、その代表的な研究成果として挙げられるのが、Mulgan（2007）のプロセスモデルで分析されるような各段階で社会企業家を取るべき行動に関する研究であろう。彼のプロセスモデルではソーシャル・イノベーションとは①社会的ニーズの発見と解決策の作成、②アイデアの開発、試作化及びテスト、③成功に基づく拡大と普及、④学習と適応による継続的な変革という4段階で説明される。そして、ソーシャル・イノベーションの主体を社会的企業家に留まらず政治家や官僚にまで広げ、ソーシャル・イノベーションを受け入れる外部環境との多様な関わり合いについて分析する。この様に、ビジネススクール学派におけるソーシャル・イノベーション研究とは、一方でプロセスモデルに基づき社会企業家が可能となる行為戦略のレパートリーに迫り、他方でビジネススクールでのケースメソッドを通じて社会企業家を育成していくことを目指すリサーチアジェンダの下で稼働している（e.g., 谷本・大室・大平・土肥・古村, 2013）。その研究実践の先に見据えているのは、社会企業家によって導かれる自由市場社会の構築なのである。

2.2 社会政策学派（欧州型社会的企業論）

次に、欧州型の社会的企業論であるが、オイルショック以降、経済成長の落ち込みに伴う失業者問題や社会的排除問題の深刻化、保育や高齢者介護など社会サービスの不足への対応として、連帯経済⁴を基盤とした社会的企業が注目されたことがひとつの基点となるであろう（藤井・原田・大高, 2013, 29頁）。特に、1980年代の新自由主義政策が産み出した貧困などの社会的課題に対して、Giddens（1998）が提唱した「第三の道」が欧州各国で政策的に採択されたことで、地域コミュニティや宗教コミュニティベースでの相互扶助活動が、NPO/NGOとして組織化され、政府からの委託契約を中心に公的資金をかなり投入する形で発展していった（藤井・原田・大高, 2013, 31頁）。

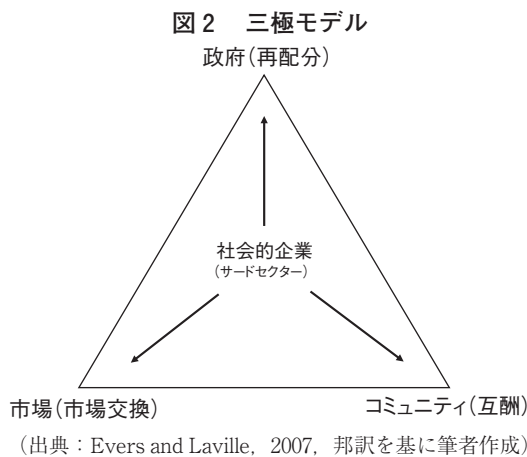
英国をはじめとした欧州諸国では、かつての福祉国家から政策転換を行い、公共サービスの民営化が進められた。グローバリゼーションや少子高齢化に伴い、政府の経費削減や合理化のために、公共サービスに市場原理を導入する New Public Management (NPM) や、行政とボランティアセクターとの協働の仕組みである Public Private Partnership (PPP/官民協働)、Local Compact, Local Strategic Partnership (LSP) の普及が積極的に行われていった⁵。本節の後半で詳しく記述するが、福祉国家から市場原理を導入する政策転換を行ったといっても、欧州には社会民主主義型の福祉国家を目指すという従来の政策が強固な支持基盤が存在していた (e.g., Giddens, 1998)。結果として、各国は積極的労働市場政策を軸とした能動的福祉国家としてのシフトを行っていく (ギデンス・渡邊, 2009, 13-14頁)。これが第三の道であり、市場原理の徹底によって生じる不平等を、国家による介入によって是正するという基本的な考え方に基づくものであった (前述, 87頁)。したがって、社会的企業も法制度の枠組みの下で統制されている。この様に、社会的企業の形成において政策レベルの介入を重視したのである。そこで、本稿では、欧州型の社会的企業論を便宜的に社会政策学派と呼ぶこととする。

こうした政治的背景のなかで構築された社会的企業に関して、EU15か国の研究者ネットワークである EMES (L' Emergence des Entreprises Sociales en Europe) を中心とした調査研究が蓄積されていった。ベルギーの社会的経済学者 J.Defourny, イタリアの経済学者 C.Borzaga, ドイツの政治学者 A.Evers, フランスの社会学者 J.L.Laville らがその代表的研究者である。2001年に発行された Borzaga と Defourny による編著 *The Emergence of Social Enterprise* を皮切りに、Evers と Laville による編著 *The Third Sector in Europe* (2007), Nyssens による編著 *Social Enterprise* (2009) 等の著作が発行された。

それでは、社会政策学派の社会的企業概念は如何なるものであろうか。企業という言葉を用いていることから明らかなおりに、社会的企業は財やサービスの継続的生産を行う事業体であり、経営の自立性やイノベーションを重視していた (e.g., Borzaga and Defourny, ed., 2001)。Defourny (2001) は、Young (1983) や Badelt (1997) が行ったサーベイを参照し、Schumpeter (1926) の企業家概念がサードセクターを分析する上で有効であることを指摘しており、企業家を感じ概念として捉えることから始まる点ではビジネススクール学派と同様である (Borzaga and Defourny, ed., 2001, 邦訳, 18-19頁)。異なる点としては、単純に市場経済ではなく、政府、市場、市民社会の媒介領域に位置する「三極モデル (tri-polar model)」と呼ばれる概念枠組みを発展させているところにある (図2)。

三極モデルは、単純に、社会的企業概念設定上のモデルとして捉えられているのではなく、社会的企業と政府、市場、コミュニティの間の相互作用を組み込む形で議論されている。つま

り、社会的企業（社会政策学派はサードセクターも含む）は多元的経済に位置付けられ、政府（再分配）、市場（市場交換）、コミュニティ（互酬）のハイブリッド（媒介・結節）であるがゆえに、必ずしも予定調和的・安定的に存在するものではなく、3つの原理を組み合わせる存在として捉える（Evers and Laville, ed., 2007, 邦訳, 359-360頁）。つまり、社会的企業とは、行政と市場とコミュニティの間をブリッジし、双方の問題点を克服する「いいとこどり」（宮本, 2003）をしながら社会問題を解決していく「肯定的媒介（positive synergetic mix）」（Evers, 1993）として、「多元的なステークホルダーと多元的な目標を持ち、多様なタイプの経済的諸関係を連結させるもの」（Evers and Laville, ed., 2007, 邦訳, 422頁）という機能を有する事業体として定義づけられるのである。



この定義は、欧州における社会的企業の成り立ちに根ざしている。欧州の社会的企業は、地域や宗教に根ざしたコミュニティを基盤とした、何らかのニーズや目的を共有する人々による集合的なダイナミズムを原動力に、社会的課題の解決に寄与する集団としてスタートした（e.g., Nyssens, 2009）。そのため、社会政策学派の社会的企業とは、コミュニティに根ざすことで得られる互酬性資源、すなわち社会的関係資本（social capital）を動員し醸成するという点が特徴的である。例えばDefourny（2001）は、社会的経済という概念を用いて、その中心基準に「利潤を生み出すことよりも、メンバーやコミュニティに貢献することを目的とする」（Defourny, 2001, 邦訳, 25頁）という点を強調している。このように、彼らにとって社会的企業とは、「経済のあり方を改革する経済、あるいは市民連帯経済の担い手」として捉えられているのである（Evers and Laville, ed., 2007, 邦訳, 25頁）。

その上で社会政策学派は、社会的企業をビジネススクール学派のように盲目的に社会的な存在として認めず、政治的埋め込み（political re-embeddedness）を重視する（内山, 2007, 358

-361頁)。社会的企業はあくまでも民主主義社会における公共領域の一部をなしているものであるという理解であり、米国のように政府セクターに対抗するものではない。したがって社会政策学派は、社会的企業への政策的介入を重視し、法律を整備しその枠組み内において統制し、社会的企業に対し説明責任を求める (e.g., Borzaga, 2007)。これは欧州における社会的企業の事業分野が、主に労働市場における多様な不利を抱えた人々を対象としたものと、高齢者福祉、障害者福祉、保育などの対人社会サービスを重要な領域としていることに起因する。ともに、労働政策や福祉政策抜きでは語れない領域だからである。社会政策学派は、社会的排除や対人社会サービスの不足というイシューを前提としてより包括的に、組織の所有構造や制度的環境を視野に入れた議論と言える (藤井・原田・大高, 2013, 37頁)。

以上の社会政策学派における社会的企業理解は、如何なる歴史から醸成された「社会性」に基づくのであろうか。

前述したとおり、社会政策学派は、コミュニティにおける集合的利益という要件を満たすことが社会的な行為だという理解の下で社会企業家研究を展開している。これは、欧州がフランス革命以降、欧州諸国は民主主義の精神を最も重視する国民性を有するからであろう。欧州諸国は、国家が民主主義の下、平等の精神を体現する存在であることを強調する。例えば、フランスは現行憲法の第一条で「フランスは、不可分の、世俗的、民主的、かつ社会的な (Social) 共和国である」としており、ドイツはドイツ基本法の第二〇条において「ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的な (Social) な連邦国家である」とする。ドイツ基本法では社会的な必要は国家が担保しなければならにことを明示しており、経済的な困窮、身体的もしくは精神的な障害、社会的な不利益等で支援を必要としている人々に対して、人間としての尊厳を有する生活のための最低限の条件を保障し、生活の転変にそなえた各種の社会保険の創設を行い、雇用の創出、教育の保障、住宅の供給等を通じた財の獲得に際する実際的な機会均等の保障を行い、所得の再配分等による社会的格差の是正を行うことを「社会的国家」としてうたっている (市野川, 2006, (vi)頁)。民主主義においては、公的権力は集団的意思を代表しているため、経済をはじめとする社会的分野において、政府が強権を行使するのが当然のことであると理解される。したがって、欧州各国が伝統的に、社会的格差の是正に政府が積極的介入を行うことで市場経済が生み出す不平等を解消し民主主義が担保されるという考え方は理にかなっていた (Giddens, 1998, 邦訳, 28頁)。

このように、市民革命以後の民主主義の精神の下、欧州は社会民主主義に基づく政策を進めるといふ歴史を歩んできた。欧州におけるソーシャル・イノベーションの起点となった、「第三の道」と称される、市場の効率性を重視しながらも国家の補完を行うという新たな社会民主

主義政策も例外では無い。Giddens (1998) は『第三の道』の中で次のように説明する。18世紀半ばから後半にかけて、工業化社会の離陸期の産物として生み出されたのが社会主義である(前述, 邦訳, 19頁)。社会主義は哲学的かつ倫理的な衝動から発祥したものであったが、そこに周到な経済理論を与えたのがマルクスであった。経済を運動法則にゆだねる限り、資本主義は経済的に非効率であり、階層分化を推し進め、長期的には崩壊を余儀なくされるというのが社会主義の考え方である(前述, 19-20頁)。この考えがソビエト連邦の出現によって、共産主義的意味合いを持つようになるのだが、当初は、社会または共同体を個人に優先させるという考え方であった。第二次世界大戦後、東側諸国が独特の意味合いを持った共産主義をとることとなり、西側諸国は社会民主主義(福祉国家の強化)を主軸にすえた、穏健な議会制社会主義を政策の柱としていった。平等の追求はすべての社会民主主義者の主たる関心ごとであり、格差を是正する様々な施策を講じる国家の介入が、より一層の平等の実現を可能とすると考えられた(前述, 19-21頁)。しかし、1970年代後半から、新自由主義の影響が強まり、英国もサッチャー政権は新自由主義政策をとる。しかし、新自由主義は不平等を是認するものであり、従来の社会民主主義に基づく福祉国家を解体する考え方であった(前述, 22-36頁)。しかしながら、1980年代の福祉国家の躓きとグローバル化の流れに対し、欧州各国も新自由主義のダイナミズムを取り入れる必要に迫られた。そこで、社会民主主義者は、米国の市場資本主義ともソ連の共産主義とも異なる「第三の道」を提唱していくのである(前述, 51-55頁)。以上のような歴史的経緯の下で、欧州における社会的企業は、社会の不平等を是正することを重視し、コミュニティに根ざすことで得られる社会的関係資本や、民主的意思決定を必要要件とする。つまり、社会政策学派の理論的根底には、社会民主主義という「社会性」が存在するのである。

この欧州における「社会性」の理解に基づいた時、社会政策学派が社会的企業に政治的再埋め込みと政策的な介入を重視するのかが理解可能になる。

まず、前提として自由市場は不平等を生み出すものであり、市場の暴走に対して国家が介入する必要があるという、マルクス主義以来の伝統的な市場理解と国家観がその根底にある。その上で研究者は、社会的企業の活動領域と存在条件を明確にし、社会民主主義に基づく福祉国家にそれらを埋め込む制度環境を整備するための政策提言を行う。例えば、社会的企業が実現するソーシャル・イノベーションを客観的に評価するため、SROI (Social Return On Investment 社会的投資収益)などの評価の仕組みが開発されている(e.g., Olsen, 2003)。SROIとは、「関与するステークホルダーを明らかにし、関係者ごとのインプット、アウトプット、アウトカムを定義し、定量評価することで、社会生産性の向上に資することを目的とした評価手法」(玉村・高橋・伊藤・杉田・白川, 2014, 33頁)である。社会政策学派における社会企

業家研究とは、国ごとで若干の異なりはあるものの、社会的企業の有効性を強調することで、労働統合及び対人社会サービスの分野において如何なるハイブリット化が生み出されているかを分析し、政策提言に繋げていくリサーチアジェンダとして稼働している。彼らが目指すのは、社会的企業研究の蓄積を通じた社会政策の検討及び制度構築と言える。

ここまでで、米国型と欧州型の2つのソーシャル・イノベーションに関わる理論的潮流について整理したが、両議論とも、社会企業家という感受概念を下に発展したものであり、どちらも各国の歴史的背景に根ざした正統な議論を踏まえて発展しているものであった。しかしそこには、両者の歴史的要因や、法的環境、制度的環境の違いに基づいた、「社会性」の相違が存在していた。ビジネススクール学派の理論的背景には、建国以来の連邦政府のころから自主独立の精神、草の根の市民活動、多数のアソシエーションを基盤とするNPOの発展があり、ピューリタニズムに基づく市場原理の追求が徹底的であるため私利私欲の追求を否定することなく、行政から独立したヒーロー的社会企業家を好む国民性を持っていた。他方で、社会政策学派の理論的背景として福祉国家と協同組合をはじめとする社会的経済と、フランス革命以降、公共性・市民性を強調する地域性・国民性が存在していた。加えて、国もしくはEU委員会が政策として失業対策、社会的包摂などの課題に積極的に関与し、福祉国家の再編を行うべく、積極的に市民グループと行政の官民連携や労働市場政策の関与を行ってきたという経緯があったのである(表1)。この様に、米国には市場主義、欧州には社会民主主義という「社会性」があるのと同様に、我が国にも独自の「社会性」が存在する。次節では、我が国におけるソーシャル・イノベーション研究の現状と、日本独自の「社会性」と考えられる「厚生」について考察する。

表1 我が国のソーシャル・イノベーション研究が受容した2つの理論的潮流

	社会性の根拠	社会性の内実	ソーシャル・イノベーションの要件	理論の焦点
ビジネススクール学派 (米国型社会企業家論)	市場主義	社会課題の解決を志向 社会的使命感の強いメシア的存在 個人的な社会的課題への取り組み	社会問題を解決する「新しい」ビジネスの開発及び普及 市場の変化・形成	ケーススタディによる教育 ソーシャル・イノベーション・プロセスモデル ソーシャル・ビジネスの技術的側面
社会政策学派 (欧州型社会的企業論)	社会民主主義	人との繋がり(コミュニティ) 市民の参加 多元的経済を基盤とした組織	社会システムの変化 人間関係の変化 コミュニティの変化・形成	ハイブリット構造を持つ社会的企業の構築 社会的インパクトの定量評価 社会的企業の法制度化

3. 我が国におけるソーシャル・イノベーション研究の導入と混乱

3.1 我が国におけるソーシャル・イノベーション研究の導入と混乱

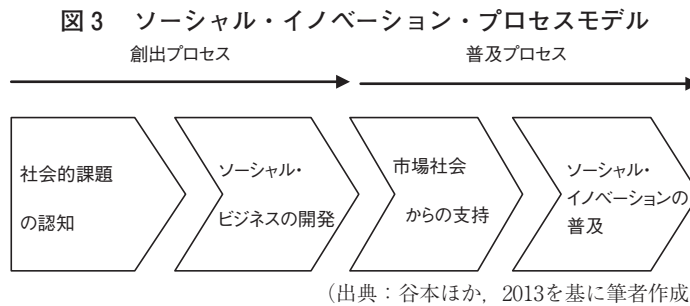
我が国では、1970年代より蓄積してきた市民運動や労働者の連帯に関する先行研究が、2000年代に欧米の社会企業家研究／社会的企業家研究に接合される形で発展していった。古くは、社会的使命をもって事業を行う労働者協同組合や、市民事業が社会学や公共政策学領域で研究されてきた（e.g., 河野, 1994）。1990年代後半になると、レーガン政権とサッチャー政権と親和性の高かった中曽根政権⁶の下、地方分権の推進やニュー・パブリック・マネジメント（NPM）が我が国にも積極的に導入され、学術領域においてもまちづくりや地域活性化の文脈においてコミュニティ・ビジネスの研究が盛んに議論されることとなる（e.g., 藤井, 2003）。経営学や公共経営学の領域においては、NPMの推進によって行政サービスのアウトソーシングの積極的導入に伴い、公共のための組織（行政組織や第三セクター等）の研究も積極的に行われた（e.g., 田尾・吉田, 2009）。1998年には、特定非営利活動促進法（通称NPO法）の施行に伴って、NPO法人を対象とした研究が盛んに行われていく。このような政策的背景の下、2000年以降、ビジネススクール学派と社会政策学派という二つの領域の影響を受け、ソーシャル・イノベーション／社会企業家概念が受容されていった経緯がある。

なかでも、ビジネスの世界や我が国の経済政策に多大の影響を与えたのが、ビジネススクール学派の影響を強く受けたソーシャル・イノベーション概念を提唱する谷本寛治を代表としたソーシャル・イノベーション・プロセスモデル論者であろう。ソーシャル・イノベーションについて語られるほとんどの文脈において、谷本の文献が引用されているといっても過言ではない。そのきっかけとなったのが、平成20年4月に出された、谷本自身が座長を務める経済産業省のソーシャル・ビジネス研究会の報告書（案）において、ソーシャル・ビジネスの定義を以下のように提示したことにあると考えられる。

「ソーシャルビジネスは、社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むものであり、そのためには新しいビジネス手法を考案し、適用していくことが必要である。このため、本研究会では、以下の①～③の要件を満たす主体を、ソーシャルビジネスとして捉える。なお、組織形態としては、株式会社、NPO法人、中間法人など、多様なスタイルが想定される。①社会性：現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。②事業性：①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。③革新性：新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕

組を開発すること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。』（経産省 HP より一部抜粋）

これ以降、社会企業家はソーシャル・イノベーションの担い手として頻繁に言及されていく（藤井・原田・大高，2013，69頁）。ビジネススクール学派の影響を受ける谷本が議論展開するのが、ソーシャル・イノベーション・プロセスモデル（図3）である（谷本，2006；2009）。彼らはソーシャル・イノベーション／社会企業家概念を感受概念として活用することで、社会的課題が解決されていく活動のメカニズムを理論化していった。ソーシャル・イノベーション・プロセスを創出と普及の二段階に分け、創出プロセスを①社会的課題の認知，②ソーシャル・ビジネスの開発，普及プロセスを③市場社会からの支持，④ソーシャル・イノベーションの普及とした。



このモデルでは、Rogers (1983) のイノベーションの普及に関する議論を社会企業家のみ
に焦点を置くことで独自性を担保しようと試みるものであり、ネットワーク、社会資本 (social
capital)、正当性 (legitimacy) といった、イノベーション論の先行研究で用いられた諸概念を、
社会企業家の事業構築プロセスとして統合する形で形成された。

ソーシャル・イノベーション・プロセスモデルにおける社会企業家の必要要件は、社会的目
的を掲げる事業者であり、且つ革新性を提示することである（谷本ほか，2013，94-95頁）。つ
まりソーシャルな課題を掲げてイノベーションを実現させる事業であればそれはソーシャル・
ビジネスであるという説明になるため、初めからソーシャル・イノベーションを引き起こす主
体として、社会的企業（ソーシャルエンタープライザー）を据えるという、ビジネススクール
学派に基づいた論理構造である。このことによりソーシャル・イノベーションとソーシャル・
ビジネスの関係は、同語反復のようなイメージを社会に与えてしまった。例えば、斎藤(2004)
では、エコビジネスやロハスビジネスの隆盛を取り上げ、ハイブリット車やオーガニック食品、
太陽電池などによって構成される市場が社会企業家の目指すべきところだとする。市場主義に

依拠しすぎるがあまり、助成金に頼らず、市場での事業収入で経済的に自立することを極端に主張する議論 (e.g., 木下, 2015), 「ソーシャル」のラベルを張ることができれば、本質的に営利企業であっても社会的企業とみなす風潮 (e.g., 渡邊, 2007) など、偏った議論を生み出すことにもつながった (藤井・原田・大高, 2015, 58頁)。

これらビジネススクール学派に基づく谷本らの研究に対して、社会政策学派の影響を受ける藤井・原田・大高(2013)は三つの理論的課題を指摘する。一つは、ソーシャル・イノベーションにおける新奇性とは、複雑な社会問題の現場で試行錯誤しながら、潜在的な当事者のニーズや地域資源を新たに発掘することを起点として生まれるものであるのにもかかわらず、社会企業が所与のものとして据えられているという点である。それ故に、谷本らの研究では、どのように社会企業が社会問題を発見し、解決への途を開発していくのかについて十分な説明が困難である。二つ目は、市場性を強調することで過度に社会変革のプロセスを単純化しているため、脱政治化の志向性が強いという点である。ソーシャル・イノベーションは社会問題の解決である以上、社会的インパクトが生じるものである。地域社会、一般公衆、マス・メディア、公共政策などの多様な利害関係者が対立する中で、政治的な調整も必要となる場合がある。しかし、それらポリティカルな側面を意図的に排除している。三つ目は、社会性と事業性を兼ね備えたものが如何なる成立条件を持つのかについての説明がないという点である。社会性と事業性を追求することには緊張関係が伴うものであるが、それに伴う問題を如何に解決するのかについての明確な説明がないという批判である (藤井・原田・大高, 2013, 69-73頁)。

我が国の社会政策学派は、社会的経済や連帯的経済について研究してきた社会政策系の研究者らを中心として発展していった。1990年代後半、早くから社会的経済に注目してきた社会政策学者の富沢賢治 (1999) が Pestoff (1998) の提唱したサードセクターモデル⁷を下に、社会的経済の重要性を指摘した。その後、サードセクター研究の延長上で社会的企業への注目が高まっていく。当時のセクター研究は、多様な形態を持つ NPO の誕生に伴い研究方法に行き詰まりを感じていた。そのため、社会的企業という概念に着目したのであろう。

例えば、経済学者の粕谷信次 (2006) や社会学者の佐藤慶幸 (2007) が、社会的企業を、市場や政府とは異なる「言語的、自然的、自発的コミュニケーションを媒介して成り立つ相互の信頼に基づく、互酬的な協力・連帯関係」(佐藤, 2007, 89頁) を原理としたセクターとして注目する。また、内山哲郎らによって2004年にボルザガとドゥッフルニの編著『社会的企業』が、2007年にエバースとラヴィルの編著『欧州サードセクター』が翻訳されることによって、EMES の社会的企業論を基盤としたサードセクター／社会的企業研究は新たな展開を見せていくようになる⁸。なかでも、本論文で繰り返し引用している藤井敦史・原田晃樹・大高研道

(2013)の『闘う社会的企業』では、ビジネススクール学派を批判的に検討した上で、EMESの提唱する社会企業家概念の理念型であるハイブリット構造を重視する議論を展開する。彼らは、市場主義が進む日本において労働者協同組合やワーカーズ・コレクティブが①社会的有用性、②就労困難者の社会包摂が可能な職場づくり、③経済的自立を可能とする生活賃金を実現させるために、まさしく「闘って」きた発展戦略に注目し、社会的企業が多様なエンパワーメントの展開を行うことで実現可能となるソーシャル・イノベーションに着目する。

社会政策学派は、ソーシャル・イノベーションを「社会問題の現場で当事者のニーズを深く理解していることを前提として、それに適合的な技術を自ら編み出したり、多様なネットワークを駆使して外部から動員したりすることで、問題解決の新しい形が徐々に形作られていく」状況と位置付け、その実践においては社会問題の現場でのおきる組織学習プロセスを重視した(藤井・原田・大高, 2013, 70頁)。具体的には、まず社会的企業は、マルチ・ステークホルダーの参加した組織形態であり、かつ、多元的経済によってなりたつことを必要要件とする。そこで行われるであろう多様なステークホルダー間の対話は、特定の価値観への同化を強制するものではなく⁹、相互の差異への理解を深めることとなり、この対話の繰り返しによって、社会問題の現場に近い公共性が生み出されるとする。継続的な対話の中から、当事者の生活をめぐる多様な文脈に根差した現場の知識が蓄積され、当事者のニーズに即した新しい事業が共同生産されていく。この組織間学習を含む、コミュニティ・エンパワーメントの実践が、社会的問題解決を可能とし、ソーシャル・イノベーションを実現させるという議論である(藤井・原田・大高, 2013, 104-106頁)。つまり、ビジネススクール学派のいうソーシャル・イノベーションよりも、時間的にも空間的にも広範囲に及ぶ分析をしなければ彼らのソーシャル・イノベーションの成果は図ることが困難なのである。

このように、我が国のビジネススクール学派と社会政策学派は、それぞれに依拠する理論的背景が異なるため、一見すると対立関係にあるかのように映る。しかしながら、実は両者が同じ論理構造で彼自身が依拠する欧米の研究から逸脱していることに注意が必要である。

一方で、我が国のビジネススクール学派の場合、市場適応からスタートしつつ、プロセスモデルの最終段階では「制度化」を強調する。つまり、行政からの許認可や議会を通じた法制化によって生じる同型化を通じて、フランチャイズ化などにみられるような複製モデルの登場などによってソーシャル・イノベーションが完遂すると考えている(谷本ほか, 2013, 203-205頁)。具体的な事例分析をみても、市場に受容されることに加えて、行政が許認可を与えたり、法制度の整備で事業委託が進められることでソーシャル・イノベーションが普及していくと捉えていく(前述, 254-256頁)。しかし、米国のビジネススクール学派は、市場への適応が社会

企業家の到達点であり、既存の制度は規制緩和によって社会企業家の活動領域を拡大するか、寄付や税制を変えることによって財政面でサポートすることを強調する（e.g., Mulgan, Tucker et al., 2007）。その点で、彼らは米国ビジネススクール学派の「社会性」である市場主義から逸脱し、官民連携という実践を重視していることとなる。

他方で、我が国の社会政策学派の場合、中心概念はハイブリッド構造である。我が国の組合研究などを引き継ぎつつ、官民連携を基盤にローカルな社会的課題の解決を図る行為として社会企業家を位置づける。その上で、ローカルに根ざしたいところ取りから、既存には無い解決法を生み出す社会的企業家の行為を学習概念から迫る議論である。しかし、彼らが理論的根拠とする欧州社会政策学派のハイブリッド構造では、社会的企業の社会性は重視するが、社会的企業が如何に新たな社会的価値を生み出すかについては重要な問題としてない。寧ろ、社会的価値をソーシャルインパクトとして数値化し、過剰な市場適応や行政の下請け化に介入し、確固とした「福祉国家」へと近づくようにエンパワーメントしていくことが最終目的である（Taylor and Warburton, 2003, p.321）。他方で我が国の社会政策学派では、ハイブリッド構造を維持するためにリーダーシップを必要とし、「社会的使命を掲げて、多様なステークホルダーを組織に巻き込み、ソーシャル・キャピタルを構築しながら、彼らを理念的に統合し、動機づけ、参加や組織学習を促進する」必要性を強調する（藤井・原田・大高, 2013, 122-123頁）。つまり、彼ら自身が批判した「ヒーロー的起業仮説」に基づく谷本らの研究に、社会企業家による学習から近似していくのである（e.g., 高橋・木村, 2017）。

以上のように、社会性理解を巡って対立している両者は、社会的課題を公共と市場を取り結ぶ行為を通じて解決していくという、ソーシャル・イノベーションに対する共通したイメージを持っているのである。それでは、何故、異なる「社会性」に依拠した研究を輸入したにもかかわらず、我が国ではこのような研究が展開されてきたのであろうか。そこには我が国独自の「社会性」として、「厚生」という概念が潜在しているという事実を指摘しなければならないであろう。

3.2 「厚生」という日本型「社会性」理解

明治維新以降、近代化を進めていく後発国であった我が国は欧米の社会政策を導入しながら発展していった。近代化が進むことによって、欧米と同様、我が国においても人口問題、児童問題、保健医療問題、労働・労使問題に関する議論が社会政策上に浮上することとなる。1910年代以降になると、これら社会的問題を政策レベルで解決することが必要不可欠となっていた（玉井・杉田, 2016, 11頁）。社会政策の手法も、当然ながら欧米の輸入に依存する形になっ

だが、「社会的」という言葉のイメージや理解のされ方は欧米とは異なり、我が国独特の展開を見せていく (e.g., 市野川, 2006)。これは、欧米と異なり「社会」という概念が我が国には明確に存在していなかったからであろう (丸山, 1961, 82頁)。特に、政策レベルにおいては、「社会」という言葉を不都合とした時の政権の思惑もあり衰退の一途をたどっていくこととなる¹⁰。

市野川 (2006) は、我が国の「社会性」概念理解に大きく影響を及ぼした出来事が、1938年の厚生省の設立だとしている。マルクス主義が輸入されることで「社会」という用語に注目があつまり、その後、1901年、「社会民主党¹¹」が結成されるが、当時の日本政府は「民主」という言葉を非常に恐れていたために結成の2日後に禁止された。つまり、「社会」という言葉そのものについてはまだ受け入れられており、その後、公的に承認され1919年に内務省に社会課が誕生したことからも明らかである。先にも述べた通り、社会政策の必要性を感じていたために社会行政が重視されていたからである¹²。その後、社会課は社会局となり権限を拡大していくが、その傍ら、学生社会科学運動の高まりとともに社会主義者への弾圧が強化していくという流れがあった。「社会」という言葉は社会主義を連想させるものだったため、社会主義者の統制において責任を担った内務省の中に社会局があるという内部矛盾を抱えることとなったのである。そこで、1938年、社会政策の必要性に迫られて内務省の外局として設置される予定だった「社会省」は「厚生省」という何に変更され設立される。「厚生」とは故事から採られたもので「衣食を十分にし、空腹や寒さに困らないようにし、民の生活を豊かにする」という意味合いである。このことをきっかけとして、我が国においては社会的な問題を解決することに関して、「社会」という言葉が封印され、「厚生」もしくは「福祉」といった言葉がなじみ深いものとなり、「社会」という言葉は漠然とした意味合いを持つ言葉に代わっていったと市野川は述べている (前述, 188-197頁)。

その後、我が国において「厚生」概念を明確に定義付けていく論者として挙げられるのが、福田徳三である。1920年代、日本の社会政策における議論は、社会政策と経済学の融合に傾倒していた。そのなかで福田 (1922) は「厚生経済」論を展開し、我が国における「社会的なもの」としての厚生概念を打ち出していった (玉井・杉田, 2016, 40頁)。当時、厚生とは労働者の賃金闘争として議論されていたが、福田は、厚生とは労働者のより高い満足、社会的必要の充足を求めるものとして再定義した。したがって、厚生闘争の場においては、労使交渉を行う者同士が、貧困の解消といった社会的価値観を共有しており、その闘争が社会全体の厚生をもたらす原動力となる (前述, 42頁)。福田の厚生経済に関する議論は「社会的」の働きに注目し、社会そのものの運行に関するようになった問題の重要性を指摘する。福田は、社会問題

をめぐる、政策形成や社会運動といった実践面において、「社会」とは何かを次のように指摘している。

「今日社会事業若しくは社会政策、社会運動と云ふ説きに『社会』とは、個人に対し国家に対する社会の全般に関することを謂ふのではない。日本では未だ大分減茶苦茶に此等の言葉を使つて居つて、何か公けの問題、公共の生活に関した問題が起こると、其れは社会問題である、左様なことは由々しき社会問題である、と云ふやうなことを随分新聞や雑誌に書くけれども、これは言葉の使ひ方を誤つて居るものと云はねばならぬ。・・・今日の世の中に起る多くの問題、就かれ社会に多少の關係の無いものはない、否すべて皆社会に起つて来る。個人問題でも社会に起つて来る。我々は社会の内に生きて居る、我々の間に起る問題は皆社会に起る所の問題である。・・・総て皆社会の中に起るのではあるけれども、其の総てを社会問題と云ふのではない。其起る問題が社会其のもの、存在、社会其のものの運行に関するやうになつて、初めて社会問題となるのである。」(福田, 1926, 「社会問題概論」より。引用元: 玉井・杉田, 2016, 43-44頁)

この、厚生経済とは社会的必要とは何でありどの水準であるかを考えることであるという彼の主張は、1920年代における社会問題を解決するための社会運動や政策形成といった実践面を勢いづけることとなったのである(玉井・杉田, 2016, 43頁)。

福田の死後、彼の議論を受け継ぎ社会政策を「国民的な厚生」に転換する必要性を強調したのが、大河内一男であった(大河内, 1944, 1-57頁)。「厚生」という言葉を用いることによって、社会政策は「社会」の持つ階層性とその協調を排除した国民の厚生生活、国民全体、国家全体という印象を与えるうえで便利な言葉として活用されていく。そのため、特に戦後にはいると、国家経済の立て直しを急ぐべきだというスローガンの下、労使関係のルールが制度化されていく。労働者の働く環境を整えることで、企業も国民も共に、国家繁栄のために尽力するという社会政策論がそこにはあった(玉井・杉田, 2016, 64-65頁)。このように、「厚生」という意味内容を持つかたちで、「社会性」を理解する考え方が第二次世界大戦前後に構築され、その影響を我が国は強く受けた形で社会政策は実行されていったのである(前述, 67-71頁)。

「厚生」に基づく考え方は、企業サイドにとっては官民連携を促すものであった。そのことを裏付けるのが明治以降の経済界の動向であろう。多くの日本企業には「企業は社会の公器である」という意識が一般的に存在している(野中・廣瀬・平田, 2014, 30頁)。その意識と相まって、厚生という考え方の下、日本は国家レベルでは福祉制度を整備していくうえで、民間

企業の力を活用したと考えられる。例えば、渋沢栄一がかかわった社会・公共事業はおよそ600団体あり、経済界から社会事業家を支援していった。彼自身、井上馨、伊藤博文、大隈重信ら政治家たちとの人脈を持ち、政府の許認可や保証を取り付けて大規模会社を設立した人物であることから明らかなように、社会的課題を解決するにあたって、官と民が連携することは我が国の一つの特徴であろう。つまり、経済成長を実現させるために労働者をはじめとする国民の「厚生」を重視する役割を企業が担うこととなったのである。加えて、日本は資本主義原理から最も遠く離反した経済体制を持った国である。日本型組織は平等を重視し、格差を最小限にする雇用システムを醸成してきた。例えば、系列関係、談合制度、株式の持ち合い、インサイダー型の企業統合システム等が存在しており、それらが自由経済を制限している。したがって、日本型資本主義は、米国型の市場主義を否定する欧州型の福祉国家よりもさらに資本主義原理から離反しており、共同体的・社会主義的性向が強いとされる(ギデンズ・渡邊, 2009, 87-90頁)。これは、日本が伝統的な農村部落を受け継ぐムラ社会であり、日本人の伝統的集団意識のあり方は「家」の概念に集約されることに起因すると考えられる (e.g., 中根, 1967)。ムラ社会では欧米のようにコミュニケーションを重視する社会性は必要とされない。そこで重視されるのは、地域性であり、集団に属している期間の長さである。そのため、伝統的なムラ社会では社交性は必要とされない。言い換えるなら、「人間関係における取引コストが低い」(ギデンズ・渡邊, 2009, 93頁) のである。そのため、市場競争の制限はあらゆる分野の組織や階層で暗黙の了解によって長期的継続的に作用することとなる。

このような国民性を持つ我が国が、欧米型の「社会性」を含んだまま社会企業家／ソーシャル・イノベーション概念を輸入した結果として、実践レベルにおいて社会的企業は官民連携という事業展開をしていくこととなる。なぜなら「社会的な」という言葉に根深く存在する「厚生」という概念は、国家全体主義的な傾向が強く国民全体の生活が豊かに繁栄する福祉的なイメージが存在したため、ソーシャル・イノベーションの実践においては、公と民が明確に分かれる欧米とは異なり官民連携における実践が自然として行われるという状況が生まれているのである。厚生概念の存在は、欧州のように行政が介入せずとも社会の公器である企業は福祉のために貢献することを促した。また、米国のような市場原理に馴染みのない我が国は、市場で社会的課題を解決することに抵抗感を感じる組織が多く存在していた。このような状況が、欧米型の理念型に基づいて分析しようとしても、お互いに対話不能な批判を行う状況を生み出すことにつながったのである。

以上のような歴史的背景の下、ソーシャル・イノベーション／社会企業家研究に関しても、異なる歴史的・理論的・制度的背景を持つ概念をそのまま我が国は輸入した。しかし、理念レ

バルで直輸入したために、現在、我が国ではソーシャル・イノベーション／社会企業家概念はその意味内容において混乱したままの状態となっている。我が国のビジネススクール学派の影響を受けた研究者は、社会企業家をスタートに据えることから議論を展開し、その普及のプロセスで制度化を求める理論展開を行っていた。これは「厚生」の概念が潜在的にあると考えるとき、我が国のソーシャル・イノベーション事例の多くが官民連携という現象を分析するにあたってある意味無自覚に厚生に基づいていて考察した結果と言えよう。そこには、社会企業家を英雄化したケーススタディを行うことで、市場と公共を繋ぐ主体として社会企業家を正統化していくという狙いがあったと思われる。結果として、社会企業家研究や地域活性研究において社会的目的が社会企業家によって語られることの内実を深く分析することなく単純化して表現し、それが社会的目的を掲げることでイノベーションが生み出されるという言説を助長してしまった。

他方で、我が国における社会政策学派の影響を受けた研究者は、我が国ではあまり醸成されていない多元的経済を基盤とした組織の理念型を強調し、市場経済への政府による統制を重視する考え方を提唱する。そのため、社会福祉法人や協同組合のような公共組織色の強い事業体や、事業性を意識しないNPO、公共事業の委託契約を中心とした企業などがソーシャル・イノベーションの担い手として注目されることとなった。しかし、欧州では、市場の暴走に国家が介入するという前提があったのに対して、「厚生」の考え方の中では私企業であっても国家繁栄への奉仕が前提にある。そのため、ローカルに根ざした社会企業家の事業を、ハイブリッド構造として行政との連帯を捉えていくことで、社会性があるものとして肯定していった。ここには、研究者が測定尺度を通して介入して「社会性」を維持する監視機関の役割を果たすのでは無く、既存の連帯では解決されていない社会的課題を、社会的企業／社会企業家をハイブリッド構造という概念で照射していくことで、「厚生」に基づく社会的連帯を構築していこうとする独自の立ち位置が見いだされる。この様に、共に「厚生」という社会性の影響を受ける形で、我が国型に修正して理論的發展を遂げようとしているのである。

4. 結論：我が国におけるソーシャル・イノベーション論のリアサーチアジェンダと理論的イシュー

ここまでで米国、欧州、日本におけるソーシャル・イノベーションに関する先行研究について、各国の歴史的背景に根付いた社会性の観点から検討を行ってきた。米国型のビジネススクール学派は、ピューリタニズムを強く受けた歴史性のなか、市場主義に根ざすという社会性を有

していた。そのため、社会問題はその市場化を通じた解決策を導き出すことを重視する。これに関わる研究者は、社会企業家の具体的行為を分析し、ビジネススクールにおいて、ケースメソッドを普及させていくことを目指していた。

欧州型の社会政策学派に於いては、フランス革命以降、民主主義の精神の下、国家が形成されていったため、市民の意思を体現する組織として国家の存在を重視する。新自由主義の影響が強まるなかで、市場主義によって除外されていく社会的弱者の救済を重視し、市場の暴走を抑制すべく、社会民主主義に根ざした市民へのエンパワーメントと社会問題の市場化に対する国家の介入による政策的なソーシャル・イノベーションの実現を重視していた。その際に研究者は、ソーシャルインパクトの測定・政策立案を通じてソーシャル・イノベーションの実現へと介入していく。

他方で、日本においては明治維新以後、後発国として欧米に追従していくなかで独自の社会性理解を展開し、一旦は欧米の概念を輸入するものの「厚生」概念の影響を強く受ける社会政策を実行していった。そのため、ソーシャル・イノベーションの実現においては、官民連携によって国民福祉の繁栄を目指す。つまり、社会企業家によるローカルな社会問題の解決とは、すなわち官と民両者が連携していくことで解決する実践を意味していた。この際、研究者は、ローカルに根付いた社会的企業／社会企業家による社会問題の解決に注目し、新たな行動類型としてその行為や支援政策をアカデミックな立場から示すことで正統化し、啓蒙していくことで間接的に社会に対して影響力を与えるという、欧米とは異なる関わり合いを持ってきたと考えられる。このように、それぞれの「社会性」が如何なるものかを鑑みたくうえでソーシャル・イノベーション研究を再度見つめなおすとき、それぞれの地域性に根差した個別の理論展開と実践が見られるのである。

これらのことを鑑みると、我が国のソーシャル・イノベーション研究に求められる理論的イシューとは如何なるものであろうか。我が国の社会政策は、1980年代以後、一貫して規制緩和、地方への財源移譲、民間への委託契約として行政改革が進められてきた。もちろん、この一連の行政改革は、欧米の政策（新自由主義や第三の道）の移植や模倣ではなく、厚生という独自の社会性に基づく形で、官民連携による福祉の向上（国家繁栄）を促す形で改編され、実施されてきた。この我が国における行政改革の展開においてソーシャル・イノベーション研究を再考すると、我が国におけるソーシャル・イノベーション研究は次のような類型に分かれる。

第一に、狭義の意味でのソーシャル・イノベーションである。既存の社会政策で解決し得ないローカルな社会的課題に動機づけられた社会企業家が、既存の制度を想定外利用して事業化を図り、行政側が追認・正当化していくという日本独自のパターンがここには見られる。

第二に、第三セクターや事業委託制度といった社会政策を通じた、官民連携による社会的課題の解決である。伝統的には低予算高福祉の観点で制度が導入されてきたが、近年では地域活性化の研究領域を中心として、官民連携によるソーシャル・イノベーションの実現が行われていることが注目されている。

第三に、厚生と官民連携という視座に基づくとき、広義の意味でソーシャル・イノベーションと位置づけられるのが、住民参加を通じた行政主導の公共政策改革である。我が国では戦後に地方分権政策が実施されてきたが、その流れの中で地方自治体は既存の行政サービス改革を通じて「厚生」の実現を目指してきた。所謂、市町村合併もその一つである。

我が国のソーシャル・イノベーション研究は、以上の類型をもとづくことで、実践領域において如何にソーシャル・イノベーションの実現がなされていくのかをより明確に描き出すことが可能になる。それぞれ、社会的なものを解決するために行われる担い手の行動様式は異なる。しかし、行政からの委託契約で行われるとしても、それは欧州型のように、行政が民間を統制するというのではなく、パートナーシップを持ちながら巻き込んでいくさまが見られる。他方で、社会企業家はその担い手となる際は、単純に米国型のように市場主義を中心とした行動ではなく、行政や市民を巻き込みながらソーシャル・イノベーションの実現を目指す企業家活動が見受けられる。広義の市町村合併政策を代表とする行政改革の文脈においては、厚生の概念を下に行政と市民と市場それぞれの論理を巻き込みつつソーシャル・イノベーションを実現可能とする制度的リーダーシップ (Selznick, 1949; 1957) が存在していた。今後の課題として、それぞれの文脈における研究成果を踏まえつつ、我が国におけるソーシャル・イノベーションを促す社会デザインとはいかなるものかについて、多岐にわたるソーシャル・イノベーションの事例研究を通じて、本論文で提唱した類型化に基づいた分析の妥当性を経験的に証明していくことが求められるであろう。

注 釈

- 1 1981～1989年、第40代アメリカ大統領を務めたロナルド・レーガンによる政権。イギリスのサッチャーとともに、新自由主義に基づく改革を行い、小さな政府と市場原理への回帰を唱えて大きな経済改革を成し遂げた (e.g., ギデンズ・渡辺, 2009)。
- 2 Nicholls and Cho (2006) も、ヒーロー的起業家による何者にも拘束されない社会的ビジョンのメシア的 pursuit としている。筆者も、木村 (2016) で地域活性化研究において社会的起業家のスーパーヒーロー仮説の再生産が行われていることを指摘している。
- 3 Dees, Emerson and Economy (2002) は、事業収入増加の手法として、受益者の状況に応じて価格を変える傾斜的な価格設定、受益者が対価を支払う余裕のない場合の第三者購入、自らの専門性や資産などを基盤とした新しいベンチャー・ビジネスの立ち上げ、企業とジョイント・ベンチャーやコース・リレイティブ

- ド・マーケティング、社会的企業のロゴの利用を企業に認めることで収入を得るライセンス協定などの手法をあげている（藤井・原田・大高, 2013, 27頁）。
- 4 連帯経済とは、相互扶助や民主的参加を含む連帯関係が組み入れられた経済活動を意味し、政治的次元では市民のつながりを強めて民主主義を支える役割を果たし、経済的次元では、多元的経済のハイブリッドにより、既存の支配的な経済の在り方の隘路を乗り越える展望をもたらすオルタナティブな経済の在り方のことを指す（北島, 2004）
 - 5 Lewis (2004) は、EU 諸国が、グローバルな市場競争と少子高齢化というプレッシャーのもと、「福祉国家のリストラクチャリング」を余儀なくされサードセクターの再編を政府が政策的に介入することで実行していったことを特徴としてあげている。
 - 6 1982年から1987年まで、中曽根康弘が内閣総理大臣を務めた自民党政権。
 - 7 Pestoff (1998) は、福祉社会におけるサードセクターの領域を定義し、政府、市場、コミュニティーの各アクターが重なり合った位置にサードセクターを位置付けている（邦訳, 48頁）。
 - 8 我が国には、サードセクター研究に加えて、伝統的な WISE (Work Integration Social Enterprise 労働統合型社会的企業) 研究がある。それら研究も、社会的に排除された人々の社会的包摂を志向する欧州型社会的企業間と同様の概念理解をしている（湯浅, 2007）。
 - 9 奇しくも、彼らが批判するソーシャル・イノベーション・プロセスモデルにおける普及のステージでは、「特定の価値観への同化」が共感等により強制されていくことに、正当性を見ていた（木村, 2015）。
 - 10 丸山眞男は著書『忠誠と反逆』のなかで、日本は「古層」が存在しており、それが外来思想を時勢と会う形で一定の修正をかけると述べる（丸山, 1992, 295-351頁）。
 - 11 片山潜, 阿部磯雄, 木下尚江, 幸徳秋水, 河上清, 西川光二郎ら 6 人の社会主義者で結成された政党。
 - 12 1918年の米騒動事件をはじめとして、全国で労働運動、農民運動が抬頭したことによって内務省は社会行政を重視せざるを得なくなった（市野川, 2006, 194-195頁）。

参 考 文 献

- アンソニーギデンズ・渡辺聰子 (2009) 『日本の新たな「第三の道」 市場主義改革と福祉改革の同時推進』ダイヤモンド社.
- Badelt, CH. (1997) "Entrepreneurship Theories of the Nonprofit Sector", *Voluntas*, Vol. 8, 2; pp. 162-178.
- Borzaga, C. & Deforny, J. (2001) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳 (2004) 『社会的企業 (ソーシャルエンタープライズ) : 雇用・福祉の EU サードセクター』日本経済評論社).
- Dees, J. G., Emerson, J. & Economy, P. eds. (2002) *Strategic Tools for Social Entrepreneurs*; John Wiley and Sons Inc.
- Dess, J. G., Miriam, H., & Peter, H. (1998) "The Meaning of 'Social Entrepreneurship'." Kauffman Center for Entrepreneurial Leadership.
- Drucker, P. F. (1990) *Managing the Nonprofit Organization*. Harper Collins Publishers (上田惇生・田代正美訳 (1991) 『非営利組織の経営』ダイヤモンド社).
- Evers, A. (1993) "The Welfare Mix Approach, Understanding the Pluralism of Welfare Systems", Evers, A. & Svetlik, I. ed., *Balancing Pluralism, New Welfare Mixes in Care for the Elderly*, Avebury.
- Evers, A. & Laville, J. L. ed. (2004) *The Third Sector in Europe*, Edward Elgar Pub (内山哲朗・柳沢敏勝訳 (2007) 『欧州サードセクター—歴史・理論・政策』日本経済評論社).
- 福田徳三 (1922) 『社会政策と階層闘争』改造社.
- 福田徳三 (1926) 「社会問題概論」『社会経済体系 第参巻 社会問題』龍谷大学蔵書, 資料番号29650488790.

- 藤井敦史 (2003) 「神戸のコミュニティ・ビジネスと社会的企業」, 木田融男・平澤克彦・守屋貴司編 『21世紀の企業と社会—現代日本社会の再編』 八千代出版, 225-241頁.
- 藤井敦史・原田晃樹・大高研道 (2013) 『闘う社会的起業—コミュニティ・エンパワーメントの担い手』 勁草書房.
- Giddens, A. (1998) *The Third Way*, Polity Press (佐和隆光訳 (1999) 『第三の道 効率と公正の新たな同盟』 日本経済新聞社).
- 市野川容孝 (2006) 『思考のフロンティア 社会』 岩波書店.
- Johnson, N. (1999) *Mixed Economies of Welfare 01 Edition*, Pearson Education Limited (青木郁夫・山本隆監訳 (2002) 『グローバリゼーションと福祉国家の変容 国際比較の視点』 法律文化社,).
- Karim, L. (2008) “Demystifying Micro-Credit The Grameen Bank, NGOs, and Neoliberalism in Bangladesh”, *Cultural Dynamics*, Vol. 20, No. 1, pp. 5-29.
- 粕谷信次 (2006) 『社会的企業が拓く市民的公共性の新次元—持続可能な経済・社会システムへの『もう一つの構造改革』』 時潮社.
- Kerlin, J. (2006) “Social Enterprise in the United States and Europe: Understanding and Learning from the Differences,” *Voluntas*, Vol. 17, no. 3, pp. 247-264.
- 木村隆之 (2015) 「遊休不動産を利用した「利害の結び直し」として読み解かれるソーシャル・イノベーション」『ベンチャーレビュー』 25巻, 47-59頁.
- 木村隆之 (2016) 「まちづくり研究およびソーシャル・イノベーション研究の理論的課題に関する一考察」『九州産業大学経営学会経営学論集』 26巻 1号, 1-15頁.
- 木下斉 (2015) 『稼ぐまちが地方を変える 誰も言わなかった10の鉄則』 NHK 出版新書.
- 丸山真男 (1961) 『日本の思想』 岩波新書.
- 丸山真男 (1992) 『忠誠と反逆—転形期日本の精神史的位相—』 筑摩書房.
- 宮本太郎 (2003) 「ヨーロッパ社会的経済の新しい動向—ポスト福祉国家の理論と経験」『社会運動』 276号, 37-48頁.
- Mulgan, G. (2006) “The Process of Social Innovation”, *Innovations: Technology, Governance, Globalization*, 1(2), pp. 145-162.
- Mulgan, G., Tucker, S., Ali, R., and Sanders, R., 2007, *Social Innovation: What it is, why it matters and how it can be accelerated*, Working Paper, Skoll Centre for Social Entrepreneurship, Oxford SAID Business School.
- 中根千枝 (1967) 『タテ社会の人間関係』 講談社現代新書.
- Nicholls, A. & Cho A. H. (2006) “Social Entrepreneurship: The Structuration of a Field”, Nicholls A. ed. *Social Entrepreneurship, New Models of Sustainable Social Change*, Oxford University Press, pp. 99-118.
- 野中郁次郎・廣瀬文乃・平田透 (2014) 『実践 ソーシャル・イノベーション 知を価値に変えたコミュニティ・企業・NPO』 千房書房.
- Nyssens, M. ed. (2009) *Social Enterprise*, Routledge.
- OECD (1994) *New Orientations for Social Policy*, OECD Social Policy Studies, no. 12, Paris: OECD.
- 大河内一男 (1944) 「日本の厚生の問題」大河内一男・美濃口時次郎・吉益脩夫・黒田亮・平光吾一・桜井芳人 『現代日本の基礎：2 厚生』 小山書店, 1-57頁.
- Olsen, S. (2003) *Social Return on Investment: Standard Guidelines*. Center for Responsible Business, UC Berkeley: Center for Responsible Business.
- 折原浩 (2005) 『ヴェーバー学の未来 「倫理」論文の読解から歴史・社会科学の方法会得へ』 未来社.
- Osborne, S. (1998) *Voluntary Organizations and Innovation in Public Services, Change*, Oxford University Press, pp. 99-118.
- Pestoff, V. A. (1998) *Beyond the Market and State: Social Enterprises and Civil Democracy in a Welfare Society*,

- Aldershot: Ashgate Publishing (藤田暁男・川田清史・石塚英雄・北島健一・的場伸樹訳 (2000) 『福祉社会と市民民主主義—協同組合と社会的企業の役割』岩波書店).
- Phills, J. A. Jr., Deiglmeier, K. & Miller, D. T. (2008) "Rediscovering Social Innovation." *Stanford Social Innovation Review*, Fall.
- Rogres, E. (1983) *Diffusion of Innovations*, 3rd ed., New York, NY: Free Press. (青池慎一・宇野善康訳 (1990) 『イノベーションの普及学』産能大学出版部).
- 榊原胖夫 (1976) 『総合研究アメリカ5 経済生活』研究社.
- 斎藤慎 (2004) 『社会起業家—社会責任ビジネスの新しい潮流』岩波新書.
- 佐藤慶幸 (2007) 『アソシエーティブ・デモクラシー—自立と連帯の統合へ』有斐閣.
- Schumpeter, J. A. (1926) *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung: Eine Untersuchung über Unternehmerrgewinn, Kapital, Kredit, Zins und den Konjunkturzyklus*, 2nd revised edition, Duncker and Humblot (塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳 (1977) 『経済発展の理論：企業者利潤・資本・信用・利子および景気の回転に関する一研究』岩波文庫).
- Selznick, P. (1949) *TVA and the Grass Roots; A Study in the Sociology of Formal Organization*, University of California Press.
- Selznick, P. (1957) *Leadership in Administration*, Harper & Row (北野利信訳 (1970) 『新訳 組織とリーダーシップ』ダイヤモンド社).
- 高木八尺 (1971) 「米国民性とその外交政策の貴重」『高木八尺著作集第三巻 アメリカ外交』東大出版会.
- 高橋勅徳・木村隆之 (2017) 「ソーシャルビジネスにおける同型化と事業の展開：一般社団法人ラバルカグループの事例分析」『第19回年次大会フルペーパー』NPO 学会.
- 玉村雅敏・高橋武敏・伊藤健・杉田一真・白川展之 (2014) 『社会イノベーションの科学 政策マーケティング・SROI・討論型世論調査』勁草書房.
- 玉井金五・杉田菜穂 (2016) 『日本における社会改良主義の近現代像 生存への希求』法律文化社.
- 谷本寛治編著 (2006) 『ソーシャル・エンタープライズ—社会的企業の台頭』中央経済社.
- 谷本寛治 (2009) 「ソーシャル・ビジネスとソーシャル・イノベーション」『一橋ビジネスレビュー』第57号, 1 卷, 26-41頁, 東洋経済新報社.
- 谷本寛治・大室悦賀・大平修司・土肥将敦・古村公久 (2013) 『ソーシャル・イノベーションの創出と普及』NTT 出版.
- 田尾雅夫・吉田忠彦 (2009) 『非営利組織論』有斐閣アルマ.
- Taylor, M. & Warburton, D. (2003) "Legitimacy and the Role of UK Third Sector Organizations in the Policy Process", *Voluntas*, vol.14, no.3, pp. 321-338.
- 富沢賢治 (1999) 『社会的経済セクターの分析—民間非営利組織の理論と実践』岩波書房.
- Turner, F. J. (1920) *The Frontier in American History*, New York: Holt, Rinehart and Winston (松本政治・嶋忠正訳 (1973) 『アメリカ史における辺境』北星堂書店).
- 梅田一見 (2014) 「ソーシャル・イノベーション生成過程の研究—徳・卓越性の実践, 使用価値の協創, そしてレバレッジ—」博士学位論文, 立教大学.
- 渡邊奈々 (2005) 『チェンジメーカー—社会起業家が世の中を変える』日経 BP 社.
- Weber, M. (1905) *Die protestantische Ethik und der >>Geist<< des Kapitalismus*. (大塚久雄訳 (1989) 『プロテスタントの倫理と資本主義の精神』岩波書房).
- Young, D. (1983) *IF Not for Profit, for What?*, Lexington Books.
- 湯浅誠 (2007) 『貧困襲来』山吹書店.